平成25年２月28日

各　位

会 社 名　日本エマージェンシーアシスタンス株式会社
代表者名　代 表 取 締 役 社 長　吉 田　　一 正
（コード番号：6063）
問合せ先　取 締 役 管 理 本 部 長　南　　健
（ TEL. 03-3811-8121）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日（平成25年２月28日）開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成25年3月26日開催予定の定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．変更の理由

（１）取締役および監査役が期待された役割を十分に発揮できるように、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨ならびに社外取締役および社外監査役として優秀な人材を確保するために、社外取締役および社外監査役の責任を法令の定める限度に制限する契約を締結できる旨を、会社法第426 条および第427 条の定める取締役および監査役の責任免除制度に基づき、定款に第29条（取締役の責任免除）および第39条（監査役の責任免除）の規定を新設するものであります。
なお、第29条の規定の新設に関しては、各監査役の同意を得ております。

（２）また、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、定款第31条第3項および第4項並びに第32条に補欠監査役に関する規定を新設するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現行定款	変更案
（新　　設）	（取締役の責任免除） 第 29 条　当会社は、会社法第 426 条１項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。 ２．当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第29条（条文省略）	第30条（現行どおり）
（選任方法） 第30条　（記載省略） ２．　（記載省略） （新　　設）	（選任方法） 第31条　（現行どおり） ２．　（現行どおり） ３．当会社は、会社法第329条第２項の規定により法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 ４．前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後４年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。
（任　期） 第31条　（記載省略） ２．任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（任　期） 第32条　（現行どおり） ２．任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第３項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後４年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。
第32条～第37条　（条文省略）	第33条～第38条　（現行どおり）
（新　　設）	（監査役の責任免除） 第39条　当会社は、会社法第426条１項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。 ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第38条～第45条　（条文省略）	第40条～第47条　（現行どおり）

３．日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成25年３月26日
定款変更の効力発生日	平成25年３月26日

以　上